

香川県指定金刀比羅宮社有林大麻山鳥獣保護区計画書（案） 新旧対照表

新	旧
1 鳥獣保護区の概要 (3) 鳥獣保護区の存続期間 令和 7 年 11 月 15 日～令和 17 年 11 月 14 日まで（10 年間） 2 鳥獣保護区の保護に関する指針 (2) 指定目的 当該区域は、「さぬきのこんぴらさん」で親しまれている金刀比羅宮の社叢で、国の名勝・自然記念物に指定されているほか、瀬戸内海国立公園の一部にもなっている。 古くから信仰の場として大切に保護されてきた豊かな自然は、特に野鳥にとって良好な生息環境であり、「香川県レッドデータブック」に記載された絶滅危惧Ⅱ類のミゾゴイ、サシバ、サンショウクイ等が確認されているなど、観察できる種数も豊富であることから、特別保護地区に指定し、その保全を図る。 なお、当該区域は、昭和 40 年から鳥獣保護区、昭和 41 年から特別保護地区に指定しており、この度、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣保護区及び特別保護地区として指定するものである。 3 鳥獣保護区（特別保護地区）の面積内訳 内訳 イ 所有者別内訳 私有地 193ha 保安林 158ha ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域 自然公園法による地域 193ha 第 2 種特別地域 193ha 文化財保護法による地域 名勝（象頭山、昭和 26 年指定） 天然記念物（象頭山、昭和 26 年指定） 砂防法による地域 砂防指定地 3. 40ha 4 更新する区域における鳥獣の生息状況 (1) 当該区域の概要 エ 動物相の概要 38 科 100 種の鳥類、 7 科 11 種の獣類の生息が確認されている。	1 鳥獣保護区の概要 (3) 鳥獣保護区の存続期間 平成 27 年 11 月 15 日～平成 37 年 11 月 14 日まで（10 年間） 2 鳥獣保護区の保護に関する指針 (2) 指定目的 当該区域は、「さぬきのこんぴらさん」で親しまれている金刀比羅宮の社叢で、国の名勝・天然記念物に指定されているほか、瀬戸内海国立公園の一部にもなっている。 「香川県レッドデータブック」に記載された絶滅危惧Ⅰ類のハチクマやオオタカ、サシバ、サンショウクイが確認されているなど、古くから信仰の場として大切に保護されてきた豊かな自然は、特に野鳥にとって良好な生息環境となっており、観察できる種数も豊富であることから、特別保護地区に指定し、その保全を図る。 なお、当該区域は、昭和 40 年から鳥獣保護区、昭和 41 年から特別保護地区に指定しており、この度、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣保護区及び特別保護地区として指定するものである。 3 鳥獣保護区（特別保護地区）の面積内訳 内訳 イ 所有者別内訳 私有地 193ha 保安林 193ha ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域 自然公園法による地域 193ha 第 2 種特別地域 193ha 文化財保護法による地域 名勝（象頭山、昭和 26 年指定） 天然記念物（象頭山、昭和 26 年指定） 4 更新する区域における鳥獣の生息状況 (1) 当該区域の概要 エ 動物相の概要 39 科 105 種の鳥類、 6 科 10 種の獣類の生息が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類 ア 鳥類 別表 1 のとおり ※追加 リュウキュウサンショウクイ、イソヒヨドリ、ソウシチョウ 削除 カイツブリ、オシドリ、コガモ、バン、ゴイサギ、コサギ、イソシギ、ブッポウソウ イ 獣類 別表 2 のとおり ※名称変更 チョウセンイタチ→シベリアイタチ (3) 当該地域の農林水産物の被害状況 過去 3 年間の有害鳥獣捕獲許可申請状況 当該区域内において、農林水産業及び生活環境被害を防止するため、イノシシ、タヌキ、ハクビシン等について、有害鳥獣捕獲許可申請が出されており、許可をしている。 6 施設整備に関する事項 (1) 鳥獣保護区用制札 7 本 (2) 特別保護地区用制札 3 本 8 参考事項 (1)当初指定 昭和 40 年 11 月 1 日～昭和 50 年 10 月 31 日（鳥獣保護区） 昭和 41 年 11 月 1 日～昭和 50 年 10 月 31 日（特別保護地区） (2)経緯 昭和 50 年 11 月 1 日～昭和 60 年 10 月 31 日（存続期間の更新・指定） 昭和 60 年 11 月 1 日～昭和 70 年 11 月 14 日（存続期間の更新・指定） 平成 7 年 11 月 15 日～平成 17 年 11 月 14 日（存続期間の更新・指定） 平成 17 年 11 月 15 日～平成 27 年 11 月 14 日（存続期間の更新・指定） 平成 27 年 11 月 15 日～令和 7 年 11 月 14 日（存続期間の更新・指定）	(2) 生息する鳥獣類 ア 鳥類 ヤマドリ、キジ、コジュケイ、<u>オシドリ</u>、<u>マガモ</u>、<u>コガモ</u>、<u>カイツブリ</u>、キジバト、アオバト、<u>ドバト</u>、カワウ、<u>ミゾゴイ</u>、ゴイサギ、アオサギ、コサギ、<u>バン</u>、ホトトギス、ツツドリ、カッコウ、アマツバメ、ヒメアマツバメ、ヤマシギ、<u>イソシギ</u>、ミサゴ、ハチクマ、トビ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ノスリ、オオコノハズク、フクロウ、アオバズク、アカショウビン、カワセミ、<u>ブッポウソウ</u>、<u>アリスイ</u>、コゲラ、アオゲラ、チョウゲンボウ、ハヤブサ、サンショウクイ、サンコウチョウ、モズ、カケス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ククイタダキ、コガラ、ヤマガラ、ヒガラ、シジュウカラ、ツバメ、コシアカツバメ、イワツバメ、ヒヨドリ、ウグイス、ヤブサメ、エナガ、メボソムシクイ、<u>エゾムシクイ</u>、<u>センダイムシクイ</u>、メジロ、キレンジャク、<u>ヒレンジャク</u>、ゴジュウカラ、ミソサザイ、ムクドリ、トラツグミ、<u>クロツグミ</u>、マミチャジナイ、シロハラ、アカハラ、ツグミ、コマドリ、ルリビタキ、ジョウビタキ、エゾビタキ、サメビタキ、コサメビタキ、キビタキ、オジロビタキ、オオルリ、カヤクグリ、スズメ、イワミセキレイ、キセキレイ、ハクセキレイ、セグロセキレイ、ビンズイ、アトリ、カワラヒワ、マヒワ、<u>ベニマシコ</u>、<u>イスカ</u>、ウソ、シメ、コイカル、イカル、ホオジロ、カシラダカ、ミヤマホオジロ、クロジ （39 科 105 種） イ 獣類 ニホンザル、ニホンリス、ムササビ、キツネ、タヌキ、テン、チョウセンイタチ、アナグマ、<u>アライグマ</u>、ハクビシン、イノシシ （7 科 11 種） (3) 当該地域の農林水産物の被害状況 過去 3 年間の有害鳥獣捕獲許可申請状況 当該区域内において、通年に渡りイノシシ、アライグマ、ハクビシンによる農作物被害のため有害鳥獣捕獲許可申請が出されており、許可をしている。 6 施設整備に関する事項 (1) 鳥獣保護区用制札 - (2) 特別保護地区用制札 2 本 8 参考事項 (1)当初指定 昭和 40 年 11 月 1 日～昭和 50 年 10 月 31 日（鳥獣保護区） 昭和 41 年 11 月 1 日～昭和 50 年 10 月 31 日（特別保護地区） (2)経緯 昭和 50 年 11 月 1 日～昭和 60 年 10 月 31 日（存続期間の更新） 昭和 60 年 11 月 1 日～昭和 70 年 11 月 14 日（存続期間の更新） 平成 7 年 11 月 15 日～平成 17 年 11 月 14 日（存続期間の更新） 平成 17 年 11 月 15 日～平成 27 年 11 月 14 日（存続期間の更新）
--	--